

令和7年6月26日

(名称) 御宿町地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

御宿町には、町の中心部にJR御宿駅があるほか、駅周辺からは東京行き的高速バスが運行されている。また、民間タクシーは基本2台で運行されており、町内を循環する民間バス等はない状況にある。

このようななか、当町は高齢化率が県下上位で、自家用車で移動されてきた方々が免許を返納され、自家用車以外の移動手段で移動するニーズは高まりをみせており、住民の暮らしを支える基盤として地域交通の確保維持は大きな課題である。

エビアミー号は主に高齢者の通院や買い物等の日常生活の移動を担っており、今後も高齢化の進行により町内全域をカバーするエビアミー号は重要な交通手段である。

一方、公共交通に関する財政負担は年々増加しており、自治体の努力だけでは維持が難しいことから、引き続き地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用していく必要がある。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

①主要な公共施設をはじめ、商店や医療施設へアクセスできる公共交通サービスを提供する。

②JR やタクシーといった交通軸への接続、近隣自治体との連携を行い、公共交通サービスを確保する。

③公共交通サービスの提供により徒歩では移動が困難な交通不便地域の解消を図る。

#### 【数値目標】

令和7年度：利用者15人/日（359日運行）（運休日12/29～1/3まで）

年間利用者5,385人

令和8年度：利用者15人/日（359日運行）（運休日12/29～1/3まで）

年間利用者5,385人

（御宿町地域公共交通計画 51P 参照）

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>町内全域をカバーする乗合運行を維持することにより高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。</p> <p>また、JR やタクシーといった交通軸への接続、近隣自治体との連携を行い、公共交通サービスを確保することで、効率的な運行体系の実現と外出する機会の促進・地域活性化につながる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合運行の利用方法がわかるよう広報紙で情報発信しているほか、パンフレットの作成やホームページの掲載を通じて事業を周知し、住民の利便性向上を図る。</li> <li>・高齢者や子どもが料金を支払いやすいよう回数券を発行している。</li> <li>・社会福祉協議会の事業等、各イベント時に民生委員等を通じた制度周知を行う。</li> <li>・町において車両位置情報配信サービスを導入。車両の位置がわかるようにし、利用者の不安解消・利便性向上を図っている。</li> <li>・総合公共交通マップの作成の検討、DX の実施 (57P)</li> <li>・商業や観光と連携した利用促進策の検討 (58P)</li> <li>・モビリティ・マネジメントの検討・実施 (P60)</li> </ul> <p>(御宿町地域公共交通計画 54P、57P、58P、60P 参照)</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>別添の表1のとおり</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る運行系統について、その運行に係る費用総額 12,448 千円(予定)のうち、御宿町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>【委託料】年間 12,448 千円-運賃収入-国庫補助金</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数の把握、数値指標による評価の実施、利用者ヒアリング</li> <li>・公共交通機関の利用状況や計画に定めた事業の実施結果の評価は、毎年、御宿町地域公共交通活性化協議会にて実施</li> </ul>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>

<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
※該当なし
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
表5を添付
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
※該当なし
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額<b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
※該当なし
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
※該当なし
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性  <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
※該当なし
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果  <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
別添1
19. 利用者等の意見の反映状況
別添2

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522

(所 属) 企画財政課

(氏 名) 鶴岡弓子

(電 話) 0470-68-2512

(e-mail) [kikaku@town.onjuku.lg.jp](mailto:kikaku@town.onjuku.lg.jp)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。